

令和5年度保険料率について

1. 令和5年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和5年度は、令和3年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.01%
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

2. 協会けんぽの収支見込み（医療分）

（単位：億円）

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

1. 収入の状況

収入（総額）は、令和4年度（直近見込）から900億円の減少となる見込み。主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）の影響による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

2. 支出の状況

支出（総額）は、令和4年度（直近見込）から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- ① 「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- ② 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- ③ 「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算（国庫特例減額措置分）による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

3. 収支差と準備金残高

令和5年度の「収支差」は、令和4年度（直近見込）より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.78%の見込み。）

令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

3. 令和5年度栃木支部保険料率

	栃木支部	全国	備考
第1号保険料率 (A)	5.29 %	5.36 %	医療給付に係る部分
第2号保険料率 (B)	4.11 %	4.10 %	現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 の他、インセンティブ制度による加算額に係る部分
インセンティブ加算分 (再掲)	0.01 %	—	
第3号保険料率 (C)	0.60 %	0.56 %	業務経費、一般管理費、令和2年度精算分の他、準備 金積み立て等に係る部分
令和3年度精算分 (再掲)	0.05 %	—	
収入等見込額相当率 (D)	0.04 %	0.02 %	日雇特例被保険者保険料収入、雑収入の他、栃木支部 にはインセンティブ制度による減算額に係る部分
共通	0.02 %	0.02 %	
インセンティブ減算分	0.02 %	—	
保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)	9.96 %	10.00 %	※端数整理のため、計数が整合しない場合がある

令和4年度栃木支部保険料率9.90%から0.06%上がり、
令和5年度栃木支部保険料率は**9.96%**となりました。

令和5年度栃木支部保険料率の算定等データ（参考）

4. 令和5年度都道府県単位保険料率の算定方法

令和5年度の都道府県単位保険料率を、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{令和5年度の} \\ \text{栃木支部保険料率} &= \text{第1号保険料率} \\ &+ \text{第2号保険料率} \\ &+ \text{第3号保険料率} \\ &- \text{収入等見込額相当率} \end{aligned}$$

5. 令和5年度栃木支部第1号保険料率

第1号保険料率：医療給付費に係る部分

- 第1号都道府県単位保険料率は、令和5年度の医療給付費に①年齢調整額及び②所得調整額を加算して得た額を、当該支部の総報酬額で除して計算する。

$$\text{栃木支部第1号保険料率} = \frac{\text{支部第1号経費} + \text{年齢調整} + \text{所得調整}}{\text{支部総報酬額}}$$

①年齢調整額

年齢調整額は、平均給付費から標準給付費を減算して計算する。

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

平均よりも年齢構成が低い場合は加算する（料率が上がる）

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$132,219\text{円} \times 5,412\text{百人} \\ = 71,563\text{百万円}$$

標準給付費

年齢階級ごとに、当該年齢階級における全国計の加入者1人当たり医療給付費に当該年齢階級における栃木支部の加入者数を乗じて得た額を全ての年齢階級について合計した額。

$$72,301\text{百万円}$$

$$= \blacktriangle 738\text{百万円}$$

5. 令和5年度栃木支部第1号保険料率

②所得調整額

所得調整額は支部総報酬按分給付費に総報酬按分率を乗じた額から平均給付費を減算して計算する。

支部総報酬按分給付費×総報酬按分率

全国計の医療給付費に栃木支部の総報酬額を全国計の総報酬額で除した率を乗じた額。

$$5,335,168 \text{ 百万円} \times \frac{1,321,217 \text{ 百万円}}{99,488,994 \text{ 百万円}} = 70,851 \text{ 百万円}$$

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$- \quad 132,219 \text{ 円} \times 5,412 \text{ 百人} = \blacktriangle 712 \text{ 百万円}$$

$$= 71,563 \text{ 百万円}$$

第1号保険料率

栃木支部
第1号保険料率

5.2862%

$$= \frac{\text{支部第1号経費 } 71,292 \text{ 百万円} + \text{①年齢調整額 } \blacktriangle 738 \text{ 百万円} + \text{②所得調整額 } \blacktriangle 712 \text{ 百万円}}{\text{支部総報酬額 } 1,321,217 \text{ 百万円}}$$

6. 令和5年度栃木支部第2号保険料率

第2号保険料率：現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度による加算額等に係る部分

- 第2号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、インセンティブ制度の加算額の算定に令和3年度実績の総報酬額を用いるため、インセンティブ分とそれ以外に区分けして計算する。

① インセンティブ分以外

令和5年度の現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。（全国一律の保険料率となる）

$$\frac{4,083,111 \text{ 百万円} \times 1.3280\%}{1,321,217 \text{ 百万円}} = \text{全国共通 第2号保険料率 } 4.1041\%$$

② インセンティブ分

インセンティブ制度による栃木支部の加算額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

$$\frac{132 \text{ 百万円}}{1,321,217 \text{ 百万円}} = \text{インセンティブ分 第2号保険料率 } 0.0100\%$$

第2号保険料率

栃木支部 第2号保険料率 4.1140%	=	全国共通 第2号保険料率 4.1041%	+	インセンティブ分 第2号保険料率 0.0100%
-----------------------------------	---	----------------------------	---	--------------------------------

7. 令和5年度栃木支部第3号保険料率

第3号保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て、令和3年度精算分に係る部分

- 第3号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、令和3年度精算分の料率が支部ごとに異なるため、令和3年度精算分とそれ以外に区分けして計算する。

① 令和3年度精算分以外

- 令和5年度の第3号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{556,103 \text{ 百万円} \times 1.3280\%}{1,321,217 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.5590\% \end{array}$$

② 令和3年度精算分

- 令和3年度の栃木支部の収支差がマイナスの場合、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がプラスの場合はゼロとする)

令和3年度 栃木支部 収支差	▲596百万円
----------------------	---------

$$\frac{\text{▲596百万円}}{1,321,217 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{精算分} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.0451\% \end{array}$$

第3号保険料率

栃木支部 第3号保険料率 0.6041%	=	全国共通 第3号保険料率 0.5590%	+	精算分 第3号保険料率 0.0451%
-----------------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

8. 令和5年度栃木支部収入等見込額相当率

収入等見込額相当率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入、令和3年度精算分
 の他、栃木支部にはインセンティブ制度による減算額に係る部分

- 収入等見込額相当率の計算にあたっては、令和3年度精算分及びインセンティブ制度の減算額に係る料率が支部ごとに異なるため、令和3年度精算分、インセンティブ分とそれ以外とに区分けして計算する。

① 令和3年度精算分及びインセンティブ分以外

- 令和3年度のその他収入に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{22,610 \text{ 百万円} \times 1.3280\%}{1,321,217 \text{ 百万円}} = \frac{\text{全国共通}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0227\%$$

② 令和3年度精算分

- 令和3年度の栃木支部の収支差がプラスの場合における当該額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がマイナスの場合はゼロとする)。

$$\frac{\text{令和3年度 栃木支部収支差 } \blacktriangle 596 \text{ 百万円}}{\text{精算分}} = \frac{\text{精算分}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0\%$$

8. 令和5年度栃木支部収入等見込額相当率

③ インセンティブ分

○ インセンティブ制度による当該支部の減算額を、当該支部の総報酬額で除して計算。

$$\frac{287\text{百万円}}{1,321,217\text{百万円}} = \frac{\text{インセンティブ分}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0217\%$$

収入等見込額相当率

栃木支部 収入等見込額相当率 0.0445%	=	全国共通 収入等見込額相当率	+	精算分 収入等見込額相当率	+	インセンティブ分 収入等見込額相当率
		0.0227%		0%		0.0217%

令和5年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和3年度の実績データを集計したものに、全国計における令和5年度の見込み値と令和3年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和3年度の実績データを集計したものから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和5年度の見込み値と令和3年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和3年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 令和5年度保険料率の算定に使用する係数
基礎データ（令和5年度見込み）

項目		栃木	全国	年齢階級別加入者 1人当たり医療給付費
加入者1人当たり医療給付費		131,718 円	132,219 円	
加入者数		5,412 百人	403,511 百人	
年齢階級別 加入者数	0～4	220 百人	17,742 百人	180,992 円
	5～9	279 百人	21,063 百人	81,291 円
	10～14	314 百人	22,742 百人	69,642 円
	15～19	332 百人	23,539 百人	61,325 円
	20～24	336 百人	26,136 百人	58,989 円
	25～29	327 百人	26,504 百人	71,166 円
	30～34	362 百人	27,791 百人	80,825 円
	35～39	432 百人	31,509 百人	86,583 円
	40～44	492 百人	35,308 百人	96,388 円
	45～49	557 百人	41,032 百人	116,232 円
	50～54	480 百人	36,811 百人	146,073 円
	55～59	395 百人	30,927 百人	184,124 円
	60～64	399 百人	28,814 百人	228,710 円
65～69	288 百人	20,004 百人	284,826 円	
70～	199 百人	13,590 百人	402,290 円	
都道府県支部別医療給付費		71,292 百万円	5,335,168 百万円	
都道府県支部別総報酬額		1,321,217 百万円	99,488,994 百万円	

○ 令和5年度保険料率の算定に使用する係数 仕訳表（令和5年度見込み）

【支出】	（百万円）
法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,335,168
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	523,060
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,560,051
・前期高齢者納付金	1,334,052
・後期高齢者支援金	2,225,931
・退職者給付拠出金	61
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	221,356
・一般管理費(国庫負担を除く)	53,155
・貸付金	88
・雑支出	23,542
・準備金積立て	213,226
*事務経費・雑支出(国)	44,736
合 計	9,974,382

【収入】	（百万円）
保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,951,772
その他収入	
・貸付金返済収入	88
・雑収入	17,921
*日雇特例被保険者保険料収入	1,355
*雑収入等(国)	3,245
合 計	9,974,382

・ * については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和5年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数 (暫定版)

保険料率10.0%以上の支部 21支部

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1

保険料率10.0%未満の支部 26支部

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

○ 令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化 (暫定版)

令和4年度保険料率以上となった支部 14支部

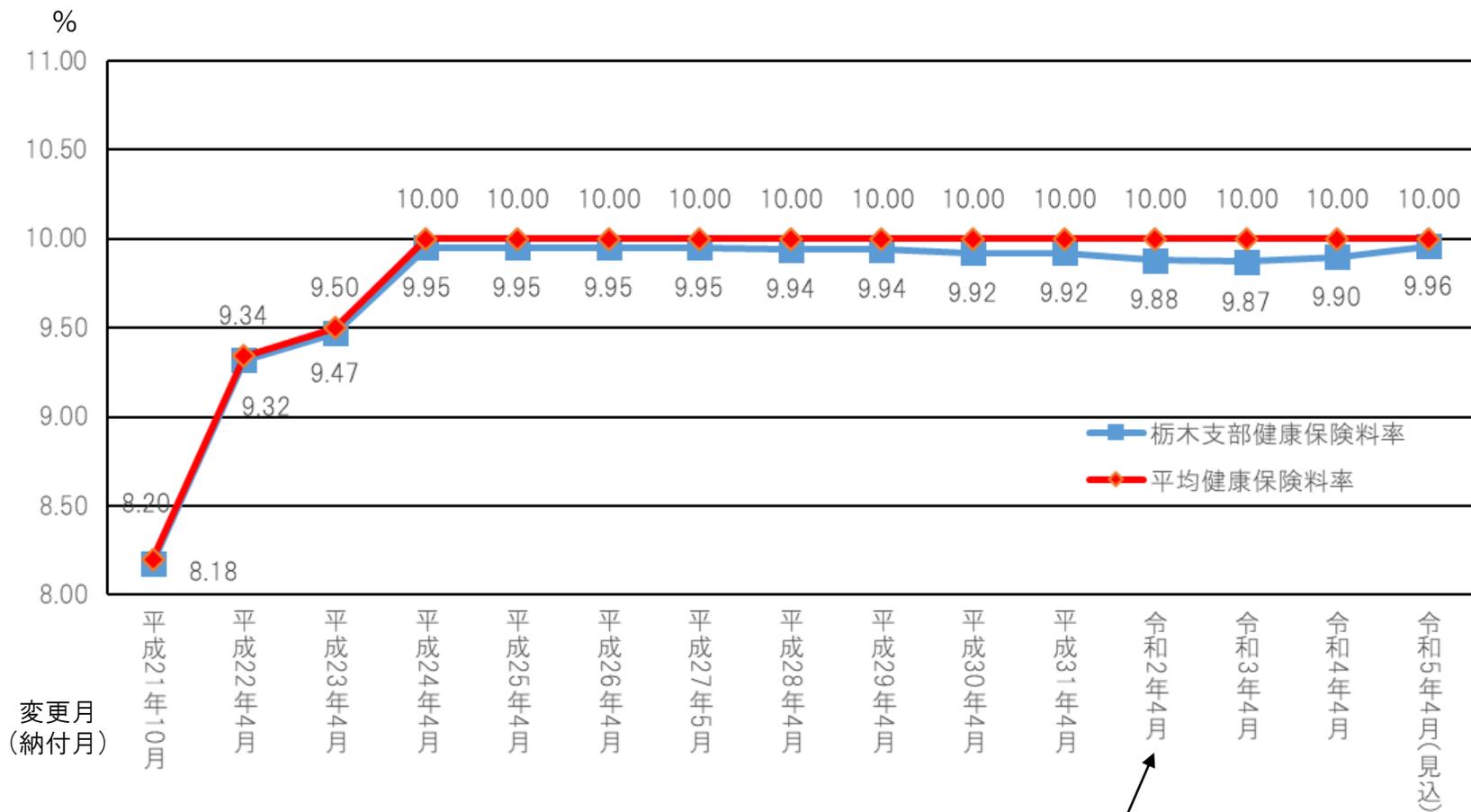
令和4年度保険料率未満となった支部 33支部

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
栃木 +0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

- 注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

○ 栃木支部健康保険料率の推移



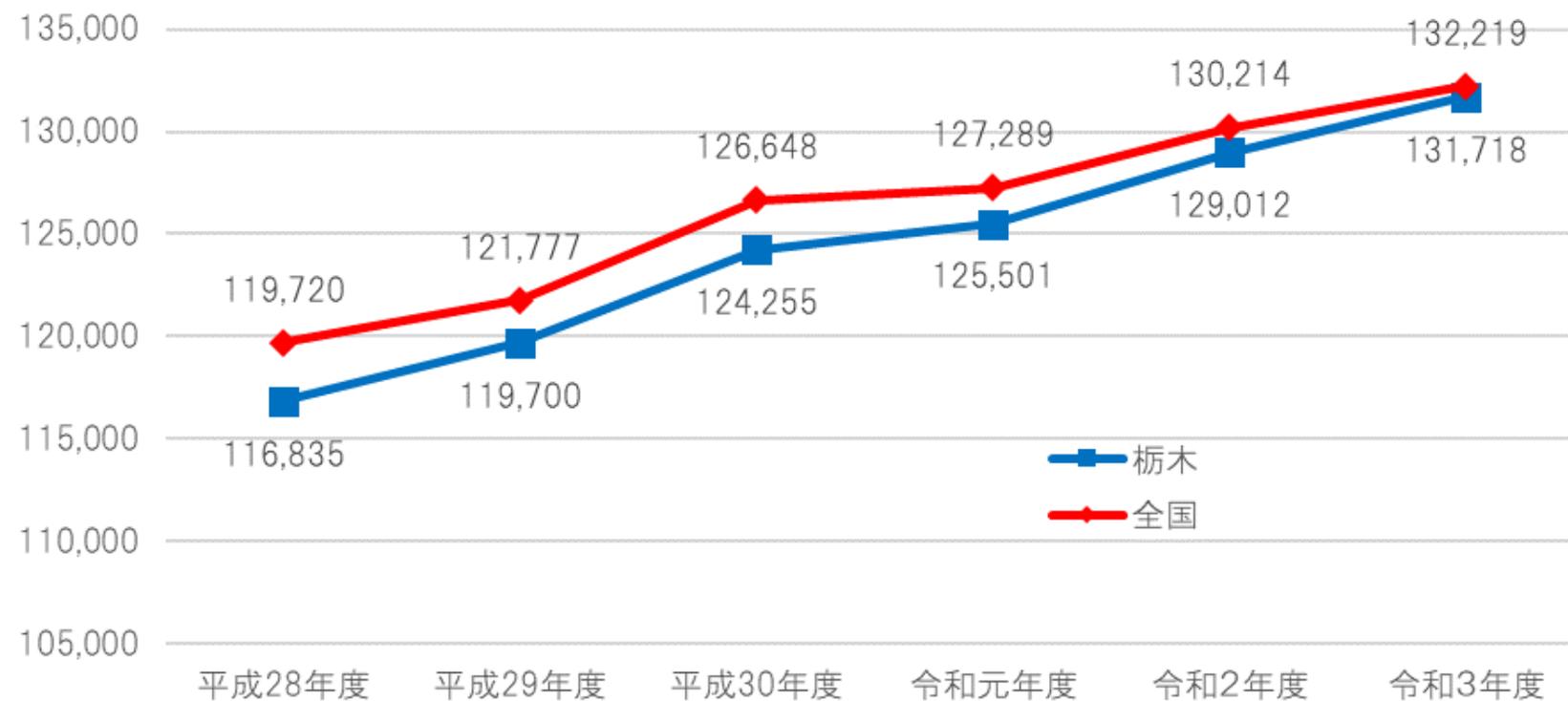
- ・平成21年10月納付分より全国一律の保険料率から、都道府県単位保険料率へ変更となった。
- ・保険料率変更の開始月は、変更後の保険料率に基づく納付月となっている。

・激変緩和率の終了
・インセンティブ制度開始

○ 栃木支部医療給付費の動向

一人当たり医療給付費の推移

円



9. 令和5年度介護保険料率（全支部共通料率）について

令和4年度介護保険料率1.64%から0.18%引き上げとなり、令和5年度介護保険料率は1.82%となりました。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 7,819円(71,242円→79,061円)の負担増

〔月額〕 576円(5,248円→5,824円)の負担減

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

10. 協会けんぽの収支見込み（介護分）

(単位：億円)

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比 ⇒ + 641
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

11. これまでの栃木支部評議会における令和5年度保険料率における議論の内容

- 将来にわたって、平均保険料率10%を維持するためには、支出のなにかを削るといったシミュレーションも必要ではないか。
- 平均保険料率10%を可能な限り維持するという視点を堅持するのであれば、この水準まで法定準備金を切り崩しても平均保険料率10%を維持できるという、分かりやすい財政運営の将来展望も必要ではないか。
- 賃金上昇率について、見通しが低くなっているように見受けられる。過去にも厳しい見通しを行い、結果として準備金が積み上がった経過もある。法定準備金がさらに積み上がってしまった場合、法定準備金の妥当な額や、保険料を下げるような議論も必要となるのではないか。
- 法定準備金を取り崩すことに備え、協会けんぽ全体として、国庫補助の引き上げに向け、動き出すことを考えても良い時期だと感じる。数年後を見越して、早めに準備すべきであるとする。
- これまでに、評議会の場で、「平均保険料率は10%が限界水準である」ことを意見として述べていたので、運営委員会の中で、改めて理事長からそういった発言が出たことが大変嬉しく思う。